

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	菅谷地区⑮ (下寺内、上寺内、小出、菅谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【菅谷】

地域内農地のうち、農業を担う者が耕作する農地は大半を占めており安定しているが、中山間地のため、これ以上の区画整理は不可能と思われることから、新規参入は難しい。

【小出】

集落内農地の大半を農業を担う者が耕作しているが、高齢の経営体もいるため、持続可能な体制づくりが必要である。

【上寺内】

営農継続が困難となった場合に備えた受け手の確保。

【下寺内】

集落内の耕作者が少なく、現状では他集落からの入作で現状を維持している。集約化も図りたいが、畦畔の草刈りや農道の維持管理が困難になりつつある。

【主な作物】水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

【菅谷】

農業を担う者が担っている現状を維持しつつ、出来るところから集約化を図っていく。

【小出】

新たな離農希望者が現れた場合は、農家組合や中心経営体を中心に農地を集約しつつ、近隣集落の法人等の中心経営体にも担ってもらいながら地域農業を守っていく。

【上寺内】

5名の認定農業者へ農地を集約しつつ、近隣集落の法人等の経営体にも担ってもらいながら、地域農業を守っていく。

【下寺内】

1名の認定農業者は現状維持し、対応できない部分は、近隣集落の法人等の経営体にも担ってもらう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	301.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	301.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

【菅谷】継続的に意向を確認し、機構を活用していく。

【小出】貸付けの意向があった場合は、地域内で適切に対処したい。

【上寺内】貸付けの意向があった場合は、地域内で話し合ったうえで担い手等に貸し付けたい。

【下寺内】貸付けの意向があった場合は、地域内で適切に話し合いたい。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

【菅谷、小出、上寺内、下寺内】

貸付にあたり、農地中間管理機構を活用できるところは前向きに検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

既に基盤整備済であり、近隣集落の法人を中心とした営農が図られている。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

【菅谷】

電気柵を導入予定。

【小出】

電気柵の維持管理を行い被害防止を継続していく。

【上寺内】

電気柵の維持管理を行い被害防止を継続していく。

【下寺内】

現状の電気柵で維持管理していく。